

被災された皆さまへ

中小企業の「生活と生業(なりわい)の再建」を支援します。

被災4県に事業所を有する資金繰りにお悩みの方

令和6年能登半島地震特別貸付

災害金利より0.9%引き下げる特別措置

●対象者

- ① 被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
- ② ①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
- ③ 今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者

●貸付限度額

- ①及び②の方は、(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円
- ③の方は、(国民事業)別枠4,800万円 (中小事業)7.2億円

●貸付利率

- ①の方は、当初3年間は所定の金額を限度に、災害金利▲0.9%
貸付後4年目以降は災害金利▲0.5%
- ②の方は、災害金利
- ③の方は、基準金利(中小企業者の状況により変動)

●貸付期間

設備資金20年以内 運転資金15年以内(据置期間5年以内)

●問い合わせ先：日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル
通話料無料 **0120-154-505** 受付時間：平日9時～17時

セーフティネット保証4号

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円)で借入金の100%を保証

災害関係保証

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対し、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠(上限2.8億円)で借入金の100%を保証。伴走支援型特別保証の利用を可能に

石川県に事業所を有する資金繰りにお悩みの方

既存債務の返済負担軽減策

- ① ゼロゼロ融資等のリスケ時に係る追加保証料を「0」にします
 - ② 伴走支援型特別保証の利用に必要な計画書の提出を猶予
 - ③ 日本公庫のコロナ資本性劣後ローンにおいて、黒字の場合でも1年間は0.5%の貸付金利を適用(取扱開始時期は中小企業庁HP等でお知らせ)
- ※石川県内の災害救助法適用地域で直接被害を受けた事業者が対象

●問い合わせ先：お取引のある金融機関又は信用保証協会
にお問い合わせください(③については左記日本公庫のダイヤルまで)

施設・設備の復旧をしたい事業者の皆さまへ

なりわい再建支援補助金

●対象者：被災4県に事業所を有する、被害を受けた中小企業・小規模事業者等

●補助対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

●補助上限

石川県内の事業者 15億円、一部5億円まで定額補助*

富山県、福井県、新潟県内の事業者 3億円、一部1億円まで定額補助*

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

●補助率：中小企業・小規模事業者 3/4以内、一部定額補助
中堅企業等 1/2以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります

雇用調整助成金の特例があります

- ① 生産指標の確認期間が3か月から1か月に短縮されます
 - ② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象となります
 - ③ 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象となります
 - ④ 計画届の提出日が令和6年3月31日までの間の場合は、計画届の事後提出が可能となります
 - ⑤ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主で、前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象となります
 - ⑥ 休業、教育訓練又は出向を実施した場合の助成率が、大企業1/2から2/3へ、中小企業2/3から4/5へ引き上げられます
 - ⑦ 支給日数が「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長されます
- ※⑥⑦は新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象となります

●特例対象期間：令和6年1月1日から令和6年6月30日の間に開始した休業、教育訓練又は出向が対象です
本特例措置は、対象期間を開始した後1年間継続します

※詳細は、ハローワークや労働局にご相談ください



この内容は
政府広報
オンラインにも
掲載しています。

このお知らせを切り取って「保存」したり、
「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

政府広報オンラインでは、この内容を音声でもお聴きいただけます。